

事務連絡
令和6年11月26日

各都道府県避難行動要支援者施策担当部長宛

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

令和6年度下半期以降において個別避難計画に取り組むにあたり留意いただきたい事項について（補足）

平素より個別避難計画の策定に係る取組の推進に御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

「令和6年度下半期以降において個別避難計画に取り組むにあたり留意いただきたい事項について」（令和6年11月22日付け府政防第1512号）において、今後の個別避難計画の策定の進め方の一つとして、避難行動要支援者に対し、自宅の災害リスクや避難先となりうる施設等をお知らせすることを挙げたところ、お知らせをするやり方としてどのようなやり方が考えられるか、複数の都道府県や市町村から御質問をいただきました。

このようなことから、自宅の災害リスクや避難先となりうる施設等をお知らせするやり方として考えられる例をお示しします。

（例1）各種の案内や連絡等を送付する機会を活用

市町村や都道府県から送付する福祉に関する案内、地域の行事や避難訓練の実施に関する案内、各種の手続に関する連絡、広報のためのチラシなどの各種の案内や連絡等を送付する機会を活用することが考えられます。

（例2）個別避難計画作成等の同意を得る機会を活用

個別避難計画の作成、また、名簿情報や個別避難計画情報の提供に関する避難行動要支援者の同意を得るため、書面を送付する機会※を活用し、自宅の災害リスクや避難先となりうる施設等をお知らせして、返送いただく際にチェックボックスに記入（）していただくやり方が考えられます。（別添）

※本人・地域記入の個別避難計画の作成に取り組んでいる場合、個別避難計画の様式を送付する機会を活用することが考えられます。

(例3) 個別訪問等の機会を活用

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月(令和3年5月改定)内閣府防災担当)において示されている「福祉専門職等の協力を得て、福祉専門職等とともに避難行動要支援者に自宅の災害リスク等について、ハザードマップ等を通じて確認していただくこと」に取り組む際に、併せて、避難先となりうる施設などの避難の実効性を確保することに役立つと考えられる情報について、避難行動要支援者お一人お一人を個別に訪問する機会や個別に説明する機会などを捉えてお知らせすることが考えられます。

※同様のことは「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」(令和6年5月28日付け中防消第5号)等の中央防災会議通知において示されています。

<問合せ先>

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付 藤田、平賀、吉田
電話: 03-3501-5191 ファクシミリ: 03-3502-6034 電子メール: y-hinan.k4n@cao.go.jp

個別避難計画の作成・更新・提供に関し避難行動要支援者の同意を得るための様式例

令和△△年□月◇◇日

個別避難計画は、高齢者や障害者等などの避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。作成に当たっては、作成に必要な範囲で、名簿情報や個別避難計画の作成に必要な情報として避難行動要支援者（あなた）から提供いただいた情報を避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設の施設管理者などの関係者に提供します。

個別避難計画の作成後は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。

以上のこととを承知し、個別避難計画の作成に同意することにより、避難行動要支援者（あなた）は、避難支援等実施者から災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、

個別避難計画を作成・更新することに、

- 同意します
 - 趣旨を十分理解した上で、同意しません
 - 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます
- ⇒ 同意します

個別避難計画情報を提供することに、

- 同意します
 - 趣旨を十分理解した上で、同意しません
 - 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます
- ⇒ 同意します
- ⇒ その他 ()

※個別避難計画に記載等されている情報などの全部でなく一部について提供することに同意していただけるなどの場合にはこちらの丸括弧内に具体的に記入してください。

署名 :

①同意「する」・「しない」にかかわらず、必ず確認してください。⇒ 確認しました 行きました

※あなたの住所（又は居所）では、**土砂災害**、**洪水** m、**高潮** m、**津波** m のおそれがあります。

最寄りの避難できる場所は、次のとおりです。

土砂災害の場合	高潮の場合
洪水の場合	津波の場合

「警戒レベル3高齢者等避難」（津波の場合は「避難指示」）が発令されたらすぐに安全な場所に避難！

個別避難計画の作成・更新・提供に関し避難行動要支援者の同意を得るための様式例

令和△△年□月◇◇日

個別避難計画は、高齢者や障害者等などの避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。作成に当たっては、作成に必要な範囲で、名簿情報や個別避難計画の作成に必要な情報として避難行動要支援者（あなた）から提供いただいた情報を避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設の施設管理者などの関係者に提供します。

個別避難計画の作成後は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。

以上のこととを承知し、個別避難計画の作成に同意することにより、避難行動要支援者（あなた）は、避難支援等実施者から災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、

個別避難計画を作成・更新することに、

- 同意します
 趣旨を十分理解した上で、同意しません
 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます
⇒ 同意します

個別避難計画情報を提供することに、

- 同意します
 趣旨を十分理解した上で、同意しません
 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます
⇒ 同意します
⇒ その他 ()

※個別避難計画に記載等されている情報などの全部でなく一部について提供することに同意していただけるなどの場合にはこちらの丸括弧内に具体的に記入してください。

署名：坂 東 太 郎

①同意「する」・「しない」にかかわらず、必ず確認してください。⇒ 確認しました

行きました

※あなたの住所（又は居所）では、**土砂災害**、**洪水～0.5m**、**高潮 20m～**、**□□□**のおそれがあります。

最寄りの避難できる場所は、次のとおりです。

土砂災害の場合	●●園	高潮の場合	●●館
洪水の場合	●●館		

「警戒レベル3高齢者等避難」（津波の場合は「避難指示」）が発令されたらすぐに安全な場所に避難！

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクとるべき行動を
確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ 必ず取組みましょう

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

*ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として*、自宅の外に避難が必要です。

例外

*浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

*土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧下さい

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル3が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう（日頃から相談しておきましょう）

いいえ

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう（日頃から相談しておきましょう）

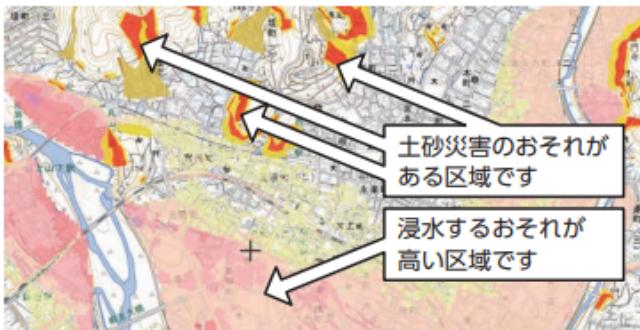
いいえ

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



水害
洪水浸水想定区域
(浸水深)

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

凡 例

土砂災害

土砂災害警戒区域：■
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：■
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

ハザードマップポータルサイト

検索

ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか



流速が早いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

② 浸水深より居室は高いか

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢できるか、水・食糧などの備えは十分か



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには記載がありません。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。



警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう



「避難」とは「難」を「避」けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません



避難先は小中学校・公民館だけではありません
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。
普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありますたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusuirai/typhoonworking/index.html>

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時
に確認

避難情報のポイント

!……必ず確認してください……!

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

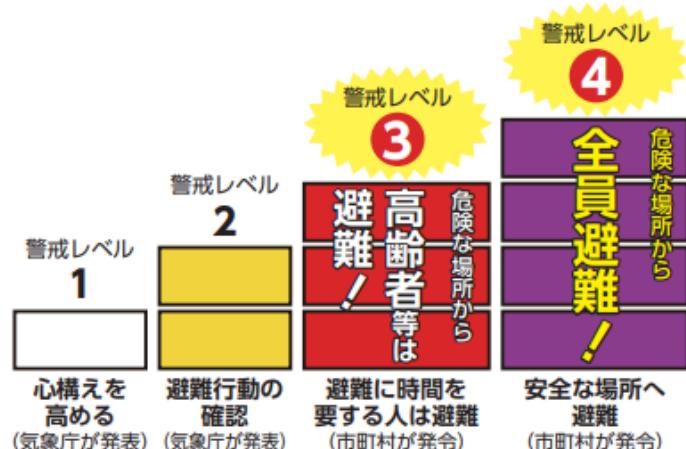


避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。
安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。



危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難^{※1}〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難勧告で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。



警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- 警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5 灾害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。



豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。



警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)^{※2}がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。

- 警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

避難情報のポイント解説 もっと詳しく知りたい人向け

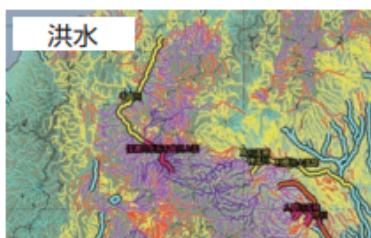
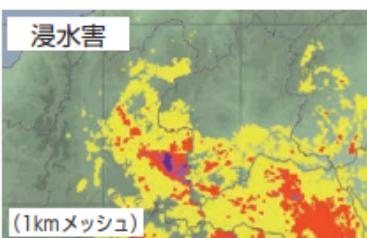
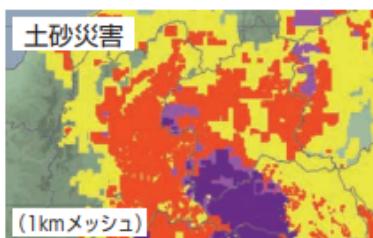
国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

■ 危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報[※]が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

[危険度分布](#) [検索](#)



紫：崖・渓流の近くは危険

紫：低地は危険

紫：河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

■ 市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう

気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自動的に

早めの避難をしましょう

名 称：警戒レベル
発信者：市区町村等
内 容：避難情報

警戒 レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
5	命を守る最善の行動	災害発生情報
4	危険な場所から全員避難	避難勧告(避難指示(緊急))
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報
1	最新情報に注意	早期注意情報

名 称：警戒レベル相当情報
発信者：気象庁や都道府県等
内 容：河川水位や雨の情報

防災気象情報(警戒レベル相当情報)		
	浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5 相当	氾濫発生情報	大雨特別警報(土砂災害)
4 相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2 相当	氾濫注意情報	—
1 相当	—	—

※「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありますたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

中防消第5号
令和6年5月28日

関係都道府県防災会議会長 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)
岸 田 文 雄

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれでは、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであります、感謝を申し上げます。

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、高波、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生している。とりわけ近年は、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨等、毎年のように大規模な風水害が発生しており、昨年も、梅雨前線による大雨、台風第6号、台風第7号、台風第13号等により、全国各地で土砂災害や浸水被害が発生した。加えて、令和6年能登半島地震で揺れが大きかった地域では、地盤の緩みや河道閉塞等が発生していることから、土砂災害や河川等の氾濫が発生しやすいと考えられるため、その点御留意いただきたい。

このような頻発化・激甚化する災害の被害を踏まえ、防災態勢の強化に取り組んできたところであるが、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意した防災態勢の一層の強化を図られるよう依頼する。

記

1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の収集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

①～⑩ (略)

2. 災害発生時には早期避難のための避難態勢の構築等を図り、住民が適時適切な避難行動を判断できるよう、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すこと。

①防災気象情報及び河川情報の収集、早い段階からの危機意識の醸成並びに確実な情報伝達の徹底 (略)

②避難指示等の発令 (略)

③要配慮者への情報伝達等

要配慮者の避難を考慮し、市町村への防災情報の提供を早期に行うとともに、市町村において、視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても多様な伝達手段に加え、字幕・手話放送、多言語（やさしい日本語を含む。）での情報発信等により避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずること。また、要配慮者の避難が夜間に及ぶおそれのある場合には、日没前に避難が完了できるよう警戒レベル3の高齢者等

避難を発令するなど、着実な情報伝達及び早い段階での避難の促進に努めること。

さらに、市町村は、避難行動要支援者名簿等を活用し、在宅の要配慮者の把握に努めること。また、福祉関係者等と連携しながら、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうことに加え、新たな避難情報について紹介すること等を通じ、要配慮者自身の避難行動の理解や支援体制の構築に向けた取組を推進すること。

④個別避難計画等に基づく避難支援等の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難支援等の実施に努めること。

また、避難支援等実施者が避難支援等を実施できない場合、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができることに留意すること。

⑤広域避難の実効性確保に向けた取組の推進 (略)

⑥災害救助法の適用について (略)

3. 市町村は、上記1～2の留意事項を含め必要な取組を確認・実行できるよう、「防災・危機管理セルフチェック項目」等を活用し、災害対応の在り方について職員の理解を深めるとともに、自己点検を通じて災害対応能力の向上を図ること。

以上